

No.	カテゴリ	質問・意見	回答	説明会資料
1	認証制度	現行基準と新基準の切り分けは設計確認申請の交付日ではなく、受付日という理解でよいか。	貴見のとおりです。 設計確認申請日がR6.9.30以前である場合に現行基準、R6.10.1以降である場合に新基準が適用されます。	P.13
2	認証制度	9/30までの確認申請は現行制度で10/1からの確認申請は新しい制度となりますが、厳密には建築確認済証の日付で判断するののか。	建築基準法における確認申請ではなく、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第9条第1項に定める設計確認審査の申請の日付にて判断いたします。	P.13
3	認証制度	説明資料スライドP20「(5) 助成金交付申請時の必要書類の見直し」の添付書類を設計確認書に一本化について、現行基準で設計確認書を取得した場合は、R6.10月以降の新基準へ適合するように設計変更しても、新基準での助成金の交付申請は不可という認識でよいか(現行基準で設計確認書を取得した場合は、現行基準での助成金の交付申請しかできないという認識でよいか)。	R6.9.30以前に設計確認申請を行った物件は、設計変更を行う際も現行基準での審査となります。助成額も同様に、現行基準に基づくものとなります。 ただし、R6.10.1までに着工していない場合にあっては、それ以前に行った設計確認申請を取り下げること、新基準に基づく設計確認申請を新たに行うことができ、新基準での助成金申請も可能となります。なお、制度の円滑な運用のため、取下げ・再申請が極力ないように事前のご検討をお願いします。	P.13,20
4	認証制度	本日の資料P9の仕様規定(案)と表記がありますが、いつ頃決定となるのか。	改正された東京ゼロエミ住宅指針は、令和6年3月に決定し、施行日は令和6年10月1日です。	-
5	認証制度	性能規定の冷暖房設備について、国の誘導仕様基準を準用とあるが、具体的にはエネルギー消費区分(い)のものとなるのか。	貴見のとおりです。	P.11
6	認証制度	新基準において、エアコンと温水床暖房等の複数の暖房設備を併用する場合、現行基準と同様にエアコンのみを使用するものとして、BEIZEを計算して良いか。	貴見のとおりです。 現行基準と同様、居室のみを暖房する場合において、主たる居室にエアコンを含む複数の暖房設備機器が使用される場合は、当該居室については、エアコンが設置されたものとして、BEIZEを計算することが可能です。	-
7	認証制度	性能規定の冷暖房設備の部分で、「現行要件を引き続き規定」と「誘導基準を準用」と両方の記載がありますが、ダクト式セントラル空調は誘導基準を準用に該当するか。	性能規定においては、ダクト式セントラル空調も選択可能となります。ダクト式セントラル空調の要件は、誘導仕様基準を準用いたします。	P.11
8	認証制度	仕様規定の冷暖房設備について、ダクト式セントラル空調機を除くとあったが、補助エアコンとしてルームエアコンを設置した場合は対象となるのか。	仕様規定については、補助エアコンとしてルームエアコンを設置した場合であっても、ダクト式セントラル空調は設置できません。性能規定での適合確認をお願いいたします。	P.8~9
9	助成制度	令和6年度の交付申請受付開始日はいつか。	令和6年4月1日となります。なお、年度当初は電子申請システムの改修期間となりますので、紙申請での受付となります。	-
10	助成制度	令和6年度の助成事業も、令和5年度と同様、先着順で予算がなくなるまでの申請受付となるのか。また、その場合、途中で予算がなくなるような事態が起こらないような予算になっているのか。	令和6年度の助成事業の申請方式は、令和5年度と同様先着順となります。なお、令和5年度予算については、年度途中で予算がなくなる事態は生じておりません。	-
11	助成制度	調査への協力が4月申請分から始まるとのことだが、建築主への説明を事業者に求めることはあるのか。	調査協力義務の説明にあっては、他の義務(処分制限等)と同様に、建築主又は住宅購入者へ行っていただく必要があります。	P.19
12	助成制度	交付申請が設計確認書の発行より90日以内になるのは、新制度令和6年10月1日以降の申請分からか。	令和6年4月1日以降の助成金交付申請分からとなります。	P.20
13	助成制度	設計確認書受領後に、計画設備の変更があった場合、登録認証機関への設計変更確認書の申請・受領後、設計確認書発行日から90日以内に、設計確認書と設計変更確認書を添付して交付申請を行えばよいか。	設計変更があり、助成金申請金額に変更がある場合には、事前にご連絡の上、速やかに設計変更確認書を東京都環境公社に提出してください。交付決定前であれば、助成金額の変更が可能です。なお、設計確認書の発行日から90日以内に助成金申請を行っていることが条件となります。	P.20
14	助成制度	設計確認書の交付後90日以内に助成金申請を忘れた場合、認証審査機関に新規物件として再申請し、新しい交付日の設計確認書の発行を受ければ、その設計確認書を用い助成金の申請をすることは可能か。	設計確認書の交付日から90日以内に助成金申請をしていただくことが原則ではございますが、90日経過後、東京ゼロエミ住宅に関する工事に着手していない場合は、再度設計確認の申請を行い、設計確認書を受領後、助成金の交付申請を行うことは可能です。	P.20
15	助成制度	法人の統括アカウントについては1法人につき1つに限られるのか。支社・支店・営業所ごとに作成することも可能か。	1法人につき1つとなります。 同一法人内で、東京都環境公社からの申請に係る指摘内容を適切に周知・共有いただき、不備件数を減らすための取組となりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。	P.20
16	助成制度	東京ゼロエミ住宅において再エネ設置が要件化されたが、助成事業において現行では別枠で太陽光発電システムに助成されるどころ、新基準においても東京ゼロエミの助成額に太陽光設置分の助成は含まれず、現行制度と同様に別枠で助成されることになるのか。	貴見のとおりです。 新基準において認証を受けた場合にあっては、太陽光発電システムに関する助成は、住宅本体への助成に追加して受けることができます。	P.14
17	助成制度	2024.10月以降の制度で、東京ゼロエミ住宅の助成金交付申請に太陽光発電システムに関するものを含まなかった場合、東京都が実施する別の太陽光発電システムに関する助成制度を利用することは可能か。	可能となります。	-
18	助成制度	ゼロエミと給湯器の助成金の併用が出来ないとの説明があったが、当該助成金とは経産省主導の給湯省エネ事業2024のことを指すのか。	貴見のとおりです。 また、給湯器の買替に係る東京ゼロエミポイント(商品券の付与)事業も併用できません。	P.15
19	助成制度	東京ゼロエミ住宅と併給可となる助成金に、耐震化助成・不燃化助成は該当するか。	事業目的が異なるため、該当します。 ただし、当該助成事業を実施する区市によっては、併給を認めない取扱いとしている場合もございますので、併給の可否については各区市までお問合せください。	P.15

No.	カテゴリ	質問・意見	回答	説明会資料
20	ロゴマーク・ラベル	省エネ性能ラベルへのロゴマークの表示は賃貸ではなく、販売・分譲の場合のみか。賃貸の場合はラベルに表示されることはなく、ラベルと並べて別途表示ということか。	国の省エネ性能ラベルと併せて表示できる東京ゼロエミ住宅表示ラベルは、賃貸住宅であってもご使用可能です。使用にあたっては、建築主の同意の下、別途東京都環境公社に使用申請を行う必要がございます。申請方法等につきましては、改めてご案内いたします。	P.17,18
21	ロゴマーク・ラベル	資料P18のロゴマークの省エネ性能ラベルの一体表示について、省エネ性能ラベルが自己評価の場合でも表示可能か。もしくは、審査機関に申請した場合のみ表示可能か。 また、省エネ性能ラベルが住棟の場合でも表示可能か。もしくは、住戸のラベルのみ表示可能か。	東京ゼロエミ住宅表示ラベルは、省エネ性能ラベルが自己評価・第三者評価を問わずご利用いただけます。 また、ゼロエミ住宅は住棟内の住戸全てが水準1又は水準C以上であることが要件となっておりますので、省エネ性能ラベルが住棟用の場合であっても、併せてご利用いただけます。	P.17~18
22	ロゴマーク・ラベル	分譲住宅について、設計確認書交付前の土地の段階で、立地条件を気に入っていただきご契約となるケースがあり、お客様からどのような建物を想定しているかと問合せがある。東京ゼロエミ住宅適応予定住宅として、資料の作成及び交付は可能か。	東京ゼロエミ住宅の認証を受ける予定である旨を記した資料を作成・交付いただくことは可能です。ただし、ロゴマークの使用は設計確認書の交付後に可能となりますので、それまでの間はロゴマークは使用せず、文書等で表現してください。	P.17
23	ロゴマーク・ラベル	事実上、1棟でも東京ゼロエミ住宅の補助金認定が下りていないと、会社全体で東京ゼロエミ住宅の仕様をベースにしていることがお伝え出来なくなると思うが、それについての緩和処置等はあるか。	令和6年4月以降は、東京ゼロエミ住宅の設計確認書の交付をロゴマーク使用の条件とし、個別の住宅が東京ゼロエミ住宅であることを示す目的で使用することが可能となります。ご質問にあるような、会社として東京ゼロエミ住宅に適合する仕様を設定している、といった内容についてはロゴマークを使用いただくことはできませんが、文書等でその旨を表現いただくことは可能です。	P.17
24	その他	東京ゼロエミ住宅の手引きは、いつ頃作成予定か。	令和6年度中に作成いたします。令和6年10月に新制度が開始することも踏まえ、作成が完了した内容から順次HP等に公開していくことを検討しています。	P.21
25	その他	水準1~3について、機能数値ではなく、具体的な商品（樹脂製トリプルサッシ、ハイブリッド給湯器等）がわかると非常に助かる。要件を満たすために設置計画すべき商品を提示いただけると、お客様に対してご説明の際にも非常にわかりやすい。	令和6年度中に作成する「東京ゼロエミ住宅の手引き」において、新水準に適合する住宅の仕様例をお示しする予定です。	P.21